

上下水道事業告示第3号

見附市公共下水道事業計画について、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項の規定において準用する第4条第1項の規定により事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公告し、その事業計画変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該変更案について、縦覧期間満了の日までに見附市に意見書を提出することができる。

令和 6年 2月26日

見附市長 稲田 亮

1. 変更に係わる予定処理区域

(1) 新たに追加する区域

見附第2処理区（汚水）

坂井町の一部、今町1丁目の一部、上新田町の一部、速水町の一部、柳橋町の一部、福島町の一部、六本木町の一部、西の上町の一部、学校町2丁目の一部、島切窪町の一部、名木野町の一部、庄川町の一部、鳥屋脇町の一部、山崎町の一部、田井町の一部、椿澤町の一部、堀溝町の一部、池之島町の一部、杉澤町の一部、明晶町の一部、本明町の一部、宮之原町の一部、河野町の一部、太田町の一部、神保町の一部、牛ヶ嶺町の一部

見附第2処理区（雨水）

今町1丁目の一部、上新田町の一部、速水町の一部、柳橋町の一部、福島町の一部、市野坪町の一部

2. 事業施行期間

工事着手の年 月 日 昭和39年6月10日

工事完了の予定年月日 令和13年3月31日

3. 下水道法変更認可の案の縦覧場所

見附市役所 上下水道局

4. 縦覧の期間

令和6年2月26日から令和6年3月11日まで